遺言書

遺言者坂戸太郎は、次のとおり、遺言をする。

1. 遺言者は、遺言者の所有する下記不動産（その有する権利が持分であるときは持分の全部）を遺言者の妻坂戸花子（昭和〇年〇月○日生）に相続させる。

所在 東松山市○町○丁目

地番 ○番○

地目 宅　　地

地積 ○○・○○㎡

遺言者の持分２分の１

所　　在 東松山市○町○丁目　○番地○

家屋番号 ○番○

種　　類 居　　宅

構　　造 木造スレート葺２階建

床 面 積 １階　○○・○○㎡

 ２階　○○・○○㎡

遺言者の持分２分の１

1. 遺言者は、上記以外の遺言者の有する財産全部を前記妻坂戸花子に相続させる。

平成○○年○○月○○日

埼玉県東松山市○町○丁目○番地○

 遺言者　坂戸太郎　印

* 自筆証書遺言は、遺言者が、全文、日付、氏名を自署して、押印しないと無効です（ワープロ打ちは不可です）。
* 自筆証書遺言の訂正方法には決まりがあります。間違えた場合には書き直した方が良いでしょう。
* 自筆証書遺言は書き方を間違えて無効になるケースや、遺言の内容が不明瞭で相続手続に困るケースが散見されます。できれば公正証書遺言にした方が良いでしょう。

埼玉県東松山市元宿二丁目２６番地１８　２階

司法書士柴崎智哉

電話　０４９３－３１－２０１０　　http://souzoku-shiba.com/